

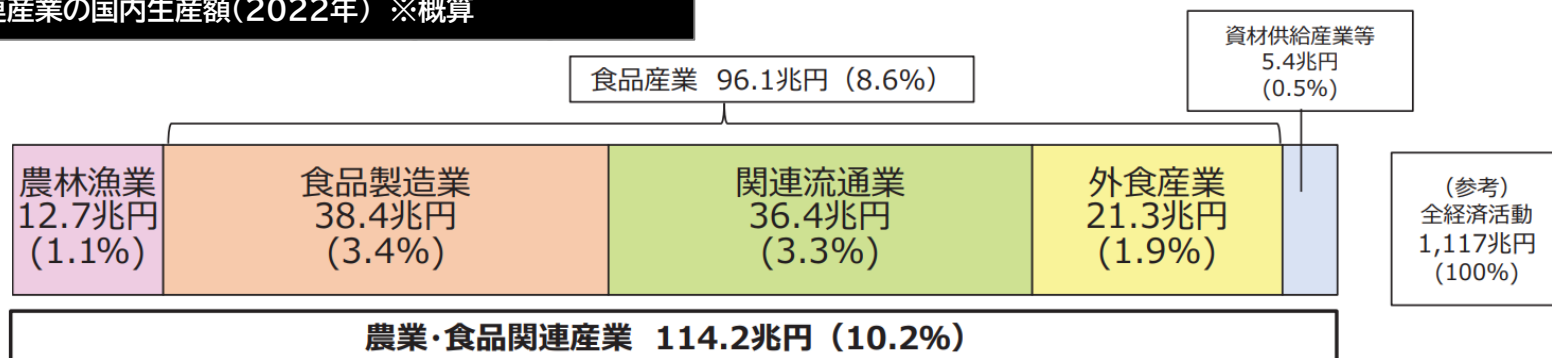
農林水産省の支援施策等

令和7年4月28日

農林水産省
東海農政局

- 食品産業の国内生産額は約100兆円。国産農産物の主要な仕向け先として、食料の安定供給や地域経済の維持発展において重要な役割を担うとともに、我が国の食生活の豊かさを支えている。
- 東海地方では、生菓子、パン、めん類などの食品製造業が集積しており、出荷額は約3兆円(2020年)で全国に占める割合は8.7%(愛知県は全国5位)。
- 食品産業の健全な発展を図るため、改正食料・農業・農村基本法(令和6年6月5日施行)等に基づき、原材料調達の安定化など食品等の持続的な供給のための取組を促進するとともに、輸出拡大や事業の海外展開により「海外から稼ぐ力」を強化。

農業・食品関連産業の国内生産額(2022年) ※概算



食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)(抄)

(食品産業の健全な発展)

第20条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の輸出の促進)

第22条 国は、農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう海外の需要に応じた農産物の輸出を促進するため、輸出を行う産地の育成、農産物の生産から販売に至る各段階の関係者が組織する団体による輸出のための取組の促進等により農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化等の輸出の相手国における需要の開拓を包括的に支援する体制の整備、輸出する農産物に係る知的財産権の保護、輸出の相手国とのその相手国が定める輸入についての動植物の検疫その他の事項についての条件に関する協議その他必要な施策を講ずるものとする。

産地連携推進緊急対策事業

- 輸入原材料の価格の高止まりや国際的な購買力の低下など、食品製造事業者等においては原材料の調達リスク等が大きな課題となっております。
- このような課題に対応するため、食品製造事業者による産地を支援する取組や、産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加の取組を支援することで、食料システムの持続可能性の向上を図ります。

・事業内容：

食品製造事業者が求める食品原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、産地と連携する計画を策定した食品製造事業者が産地を支援する以下に掲げるア～エ又はこれらに類する取組や産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入及び新商品等の開発・製造・PR等の取組を支援する。

- ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供
- イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与
- ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与
- エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料を生産してもらうための、食品製造事業者の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術指導

・予算額：43億円

・補助率及び補助上限額：1/2以内、2億円（産地を支援する取組を行う場合は3億円）

・補助対象経費：

産地を支援する取組に係る経費（資材・機械・設備導入費、生産作業補助のための社員等派遣旅費、専門家・篤農家の派遣謝金・旅費等）産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に係る経費（新商品開発費、機械導入費、製造ラインの変更・増設費、包装資材の更新費、新商品PR費等）

・成果目標：産地との連携による国産食品原材料の取扱量の増加

お問合せ先：農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課 原材料調達・品質管理改善室（03-6744-2089）

食品産業の生産性向上に向けた支援

- 食品製造事業者による生産性向上に資する新技術（機械設備等）の導入を支援。
- 食品製造事業者と食品機械メーカーからなる食品企業生産性向上フォーラムを創設し、国の施策情報などの各種情報の発信、食品工場の自動化を推進するための人材育成、技術開発のマッチング等を推進。

新技術導入緊急対策事業

【新規性・先導性の高い技術の設備投資を支援】

イメージ図（惣菜盛付ロボットの導入）



容器への盛付作業は人が実施



労働生産性の向上・人手不足の解消

予算額

令和6年度補正予算額 3億円

事業スキーム

- ・製造ラインの自動化等の省人化や生産性の向上に資する新技術（機械設備等）の導入を支援
- ・補助上限 **5,000万円**（補助率**1/2以内**）

※補助対象者は中堅・中小の食品製造事業者

※補助対象経費は、生産効率3%/年以上かつ販売後3年程度未満の条件を満たす機械設備の導入に係る経費

お問合せ先：農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課 原材料調達・品質管理改善室（03-6738-6166）

地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

【食品企業生産性向上フォーラムを創設】

イメージ図（食品工場の自動化を推進するための人材育成）

作成したカリキュラムを
基にセミナーを実施自動化に取り組むにあたって
必要となる生産管理の知識製法・製造条件
の遵守生産設備の
保全・メンテナンス

予算額

令和7年度予算額1.45億円の内数

事業スキーム

食品企業・機械メーカー等の連携を促進するとともに、生産性向上に意欲的に取り組む中堅・中小の食品製造事業者をトータルでサポート

【具体的な事業内容】

- ・食品製造事業者への各種情報発信
- ・食品工場の自動化を推進するための人材育成
- ・技術開発のマッチング

農林水産物・食品の輸出促進のうち 輸出物流構築緊急対策事業

5. 海外展開

中堅・中小企業

- 日本の農林水産物・食品を将来にわたって安定的に輸出し、国内の生産基盤の維持を図るためには、輸出先国の実情に応じた**輸出サプライチェーンの確立**が必要となっているところ、**基幹ルートの機能強化や地方港湾等の活用促進など効率的な輸出物流の構築**を支援します。

<事業の内容>

予算総額 4億5千万円（令和6年度補正予算）

<支援内容>

1 輸出物流構築に向けたモデル実証

基幹的な輸出物流ルートにおける国内産地からの最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築、地方港湾・空港等を活用した輸出サプライチェーン構築及び輸出商社や物流事業者等の育成に向けた調査・実証等を支援。

2 輸出物流構築に必要な設備・機器導入、施設利用

業務の自動化・省人化に必要な設備・機器のリース方式による導入、輸出物流の構築のための拠点となる施設利用の賃借を支援。

<補助率等>

- 1の事業：定額（補助上限 4千万円）
- 2の事業：3/10以内
（HACCP等へ対応する場合は1/2以内、補助上限 4千万円）

<申請者>

- 1の事業：食品流通業者等で組織される団体
- 2の事業：食品流通事業者、運送業者等

<成果目標>

農林水産物・食品の輸出額を事業実施前と比較し30%以上向上すること又は流通における所要時間や経費等を30%以上削減することとする。

<公募>

2025年3月以降に公募予定

<事業イメージ>



お問合せ先：農林水産省 新事業・食品産業部 食品流通課 物流生産性向上推進室（03-6744-2389）

HACCP等対応

- 食品製造事業者等が、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設や機器の整備等をする際に要する経費を支援します。
- 輸出拡大を目指す食品製造事業者等に対して、一般衛生管理やHACCPに基づく衛生管理に関する研修や施設認定に向けた現地指導等の実施を支援します。

(1) 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備支援

- ① 施設等整備事業 輸出先国等が定める、HACCP等に適合する施設の認定、FSSC22000等の認証取得に必要な施設・設備の整備（新設及び増築は掛かり増し経費に限る）
- ② 効果促進事業 認定・認証取得に向けたコンサルティング費等
 - 令和6年度補正予算額：50億円
 - 令和7年度予算案額：1.2億円
 - 補助率：1/2以内
 - 募集時期：令和6年度補正予算事業 12月
令和7年度予算案事業 4月頃予定



厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修

(2) HACCP認定の取得に向けた研修、現地指導等の支援

- ① HACCP認定の取得に向けた研修等の開催経費の支援
- ② 専門家による現地指導に係る経費の支援 等
 - 令和7年度予算案額：2.3億円（内数）、令和6年度補正予算額：0.6億円
 - 補助率：①定額、②1/2以内
 - 公募時期：2月頃に公募（事業実施主体が①②の事業を実施）



研修等による輸出事業者等の対応能力向上



施設認定等の取得

お問合せ先：農林水産省 輸出・国際局（1）の事業：輸出支援課（03-6744-2375）（HACCPハード・証明書T）
（2）の事業：規制対策グループ（03-6744-1778）（水産施設認定班）

東海地域における農林水産物・食品輸出プロジェクト(東海GFP)

○東海農政局では、「稼げる輸出」の実現・拡大を図るため、管内の輸出振興に関わる諸機関と連携した東海地域(岐阜県、愛知県、三重県)の新たな輸出サポート体制「東海GFP」を構築・運営。



○農林水産物・食品の輸出に取り組む生産者や食品製造業者等を対象に、輸出診断や課題解決に向けた専門家派遣、セミナー・商談会の実施など、現場に密着したきめ細やかな支援を実施。

東海GFPの活動内容

輸出診断&フォローアップ

農林水産本省が推進する農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP:Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project)とも連携し、輸出に取り組む東海地域の事業者を対象として輸出診断を実施。その後も必要に応じ、課題解決に向けた専門家の派遣等、伴走型のフォローアップを実施。

セミナー・商談会等マッチング機会の創出

輸出拡大に向けた商流構築につなげるため、事業者の経験に応じたセミナーを開催するとともに、国内商社や海外バイヤーとの商談機会を提供。令和6年度はセミナーを7回、国内商社との商談会を2回、海外バイヤー招聘商談会を1回開催。

管内輸出支援機関の情報共有

東海3県の行政機関、輸出支援の専門機関、JAグループ、商工会連合会、地域の商社・金融機関、輸出関連団体など輸出振興に関わる関係機関で構成される支援体制(輸出支援ネットワーク)を構築。輸出に取り組む東海地域の事業者が抱える課題や輸出支援事例の共有等を通じて、支援活動の質の向上を図る。

